

振 込 規 定

1. [適用範囲]

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. [振込の依頼]

(1)振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ①振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
- ②振込の区分は、「電信扱い」または「文書扱い」のどちらかを指定してください。
- ③振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、受取人の住所・電話番号、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- ④当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2)振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

- ①振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
- ②振込通知の発信は「電信扱い」により取扱います。
- ③1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ④振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。
- ⑤当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

この場合、当店以外を支払場所とする小切手その他証券類による振込資金等の受入はしません。

3. [振込契約の成立]

(1)振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し、振込資金等を受領した時または払戻請求書により振込資金の払出を確認した時に成立するものとし

(2)振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータシステムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとし

(3)前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、ご利用明細または振込明細帳等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. [振込通知の発信]

(1)振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。

ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

②文書扱いの場合には、依頼日を含め4営業日以内に振込通知を発信します。

(2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、依頼日の翌日以降に振込通知を発信することがあります。

(3)当行が振込通知を発信しても、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、入金翌日以降となる場合があります。

5. [取扱内容の照会等]

(1)受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2)当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、当行所定の請求書に記名・押印のうえ、振込資金の受領手続をとってください。

6. [依頼内容の変更]

(1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込内容変更依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は振込内容変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2)提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、依頼内容の変更を行ったときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂

正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. [組戻し]

(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金の返却を受けとるときは、当行所定の請求書に記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第6条第2項の規定を準用します。

(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. [通知・照会の連絡先]

(1)この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

(2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. [手数料]

(1)振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。

(2)組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。

(3)組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。

(4)この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

10. [災害等による免責]

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1)災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。

(2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず

ず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3)当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

11. [譲渡、質入れの禁止]

振込金受取書等および取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

12. [預金規定等の適用]

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびクイックカード規定により取扱います。

13. [規定の変更]

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

14. [外国政府等における重要な公的地位の該当有無]

お客さままたは法人の実質支配者が、次の(1)、(2)に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方（並びに過去に有していた方）及びその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

(1)外国政府等における重要な公的地位

外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位（本国における内閣総理大臣、その他国際大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など）

(2)家族の範囲

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

(3)法人の実質支配者は次に該当する個人をいいます。

①資本多数決法人の場合（株式会社、投資法人、特定目的会社等）

A.25%超の議決権を直接または間接に保有している個人

（注）当該個人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、50%超の議決権を直接または間接に保有している個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

B.上記Aに該当しない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活

動に支配的な影響力を有すると認められる個人

C.上記A、Bのいずれも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

②資本多数決法人以外の場合（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社および合同会社）等）

A.法人の事業から生ずる収益・財産総額の 25%超の収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人（注）、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

（注）これら個人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、法人の事業から生ずる収益・財産総額の 50%超の収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

B.上記Aに該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

③留意事項

実質支配者が国・上場企業等およびその子会社の場合は、これらを「個人」と見做します。

以上